

経済財政諮問会議
議 事 録

(平成 13 年第 26 回)

(開催要領)

1. 開催日時：2001 年 11 月 9 日(金) 17:00～19:14

2. 場所：官邸大食堂

3. 出席議員

議長	小泉 純一郎	内閣総理大臣
議員	福田 康夫	内閣官房長官
同	竹中 平蔵	経済財政政策担当大臣
同	片山 虎之助	総務大臣
同	塩川 正十郎	財務大臣
同	速水 優	日本銀行総裁
同	牛尾 治朗	ウシオ電機(株)代表取締役会長
同	奥田 碩	トヨタ自動車(株)取締役会長
同	本間 正明	大阪大学大学院経済学研究科教授
同	吉川 洋	東京大学大学院経済学研究科教授
臨時議員	遠山 敦子	文部科学大臣
同	坂口 力	厚生労働大臣
同	扇 千景	国土交通大臣
同	石原 伸晃	行政改革担当大臣 内閣府特命担当大臣(規制改革)
	古屋 圭司	経済産業副大臣
	遠藤 武彦	農林水産副大臣
	風間 昶	環境副大臣
	宮内 義彦	総合規制改革会議議長

(議事次第)

1. 開会

2. 議事

制度・規制改革と経済の活性化

3. 閉会

(配布資料)

○特殊法人等改革について(石原臨時議員提出資料)

- 速水議員提出資料（特殊法人改革関連）
- 構造改革促進のための規制改革の考え方について（有識者議員提出資料）
- 経済活性化のための税制改正及び統合補助金の拡充について（有識者議員提出資料）
- 規制改革による雇用創出型構造改革の強力な推進を
（サービス部門における雇用拡大を戦略とする経済の活性化に関する専門調査会 提言）
- 規制改革につき早急に取り組むべき重点課題（有識者議員提出資料）
- 総合規制改革会議における取組について（宮内総合規制改革会議議長提出資料）
- 宮内オリックス株式会社代表取締役会長兼グループCEO提出資料
- 農業経営形態について（武部臨時議員提出資料）
- 制度・規制改革と経済の活性化について（扇臨時議員提出資料）

（本文）

○議事の紹介

（竹中議員） それでは、定刻の5時でございますので始めさせていただきたいと思
います。

本日の会議でございますが、「制度・規制改革と経済の活性化」に関しまして、
特殊法人改革及び規制改革について集中審議を行うというのが目的であります。
このため、石原行政改革担当・規制改革担当大臣に本日の議題すべてに関し、臨
時議員として参加をしていただきます。また、先に特殊法人の問題をやりますけ
れども、40分ぐらいしてから規制改革の話に移った段階で遠山大臣、坂口大臣、
扇大臣に臨時議員として参加をしていただくことになっております。また、内閣
府設置法24条1項に基づく関係する審議会の長として宮内総合規制改革会議の議
長にも参加をしていただくことになっております。なお、遠藤農林水産副大臣及
び風間環境副大臣にも御出席いただくことになっております。

集中審議は、政策決定過程などの特定のテーマについて議員の間で率直な意見
交換をするということでありまして、その内容については情報公開法第5条5項
の公開の例外の規定に基づいて4年後の議事録の公開までは非公表とする。すみ
ませんが、手続的なことを先に言わせていただきます。

今日の資料、議論の内容、配布資料については議事録の公開まではすべて非公
表、議事要旨を作成し公表することはしないということでありまして。審議を踏ま
えた内容で会議において皆様の了承が得られたものについては会議終了後、私
の方から記者会見するという段取りであります。したがって、審議内容につきま
しては他の方の発言はもとより、自らの発言であっても対外的に明らかにしない
ということをお願い申し上げます。

よろしいでしょうか。

それでは、その要領で話を進めさせていただきます。2時間取っておりますけ
れども、議論が非常に拡散することを心配しておりますので、大変申し訳ありま
せんが、皆さん言いたいことはたくさんあると思っておりますけれども、是非私の許可

を得てから発言していただきたいということと、手短にできるだけということだけお願いを申し上げたいと思います。

○制度・規制改革と経済の活性化

(竹中議員) それでは、まずそれぞれのペーパーがございますけれども、石原臨時議員の方から問題の提起を2分ないし3分でしていただきたいと思います。

(石原臨時議員) 本日はお忙しい中、私どもが担当しております特殊法人改革、また規制改革につきまして集中討議をいただきますことに、心からまず感謝を申し上げたいと思います。また、経済財政諮問会議におきましても特殊法人改革等につきましては大変御心配もいただいていることに敬意を表する次第でございます。

計画的なことをまずお話をさせていただきたいのですが、この配布した資料に作業スケジュールというものが出ておりますが、現在のところ、この作業スケジュールどおり実は作業をさせていただいております、遅れているということはございませんが、大きな問題でなかなか難航している、と御理解をいただければと存じます。

そして、本日特に御議論をいただきたい点は、実は中小企業向け金融を扱ういわゆる3法人、中小公庫あるいは国民生活金融公庫等でございます。と申しますのは、改革工程表ではすべての特殊法人を対象とする特殊法人の整理合理化計画を年内に策定し、閣議決定し、なかんずく総理が御指摘いただいた7法人については11月中に結論を得るということになっております。そして、これは明記されていることでございます。一方、改革先行プログラムの中で、中小企業対策として中小企業向けの金融面でのセーフティネットの一層の整備、中小企業の経営革新を積極的に支援するための融資の推進等に関し、政策金融の活用というものを御指摘されているわけでございます。私といたしましては、総理の指示をいただきまして政策金融につきましても民間でできるところは民間に委ねるという原則にのっとり検討を進めているところでございます。政府系金融機関についても、民営化について所管の各大臣に検討をお願いするとともに、事業規模の縮小や通常より更に低金利で行う特別貸付の精査を実は求めております。

その一方で、今日も塩川大臣の方から補正予算の御説明がございましたけれども、この中小企業向けの3法人について、補正を行うという御指摘もございました。現下の厳しい経済情勢を見据え、経済政策として、いわゆるこの3法人による中小企業向けの金融について、是非経済財政諮問会議でのお考えをお聞かせいただき、この年末の整理合理化計画の策定に役立たせていただきたいと考えております。以上でございます。

(竹中議員) ありがとうございます。同じく速水議員から特殊法人対策についての資料をいただいておりますので、よろしく申し上げます。

(速水議員) お手元の資料に4、5枚のチャートが付けてありますので、ご覧になりながら簡単に少し大局的といいますか、大きな立場でやはり構造改革で何よりも大事なことのひとつだと思いますし、民でやれるものは民でやり、あるいは小さ

い政府だと、政府資産を売却して財政ポジションを良くするとか、そういう複数のメリットがあると思うので、是非始めていただきたいと思って、海外との比較といったような意味でもちょっと説明させていただきます。

最初に、2 ページ目に「一般政府のバランスシート」という縦の表があると思います。これはもう皆さん御存じだと思いますけれども、国民経済計算年報で、99 年末でちょっと古いですが、資産で金融資産が 390 兆円、そのうち株式出資金が 53 兆円、それから社会保障基金保有分、これは年金などの方ですが 230 兆円。そして、非金融資産の方が 486 兆円、これは流動性のない土地建物等の固定資産です。これらの合計で 877 兆円。負債の方は、国債を中心に 618 兆円です。正味資産で 259 兆円の資産超過になるわけです。ネットの負債で見ますと 228 兆円ぐらいになります。これは、この間たまたまエディ・ジョージからも、日本はネットの負債で見れば決してそんなに悪くないんだし、少し資産を売ったらどうかといったような話が G7 に際してお会いしたときに出たわけですが、1 ページ目に戻っていただいて他国との比較を見ていただきたいと思います。上の表は国債を中心とする政府債務残高についての各国との比較で、OECD の『エコノミック・アウトルック 69』という 6 月に出了たもので 2002 年まで出ております。日本は約 70% 近くだったのが、最近ずっと上がっている。これは名目 GDP に対する比率ですが、約 140% と。方向として、7 か国はみんな下がりつつあるときに日本だけ上がっているということは一つの問題だと思います。

それから下のネットベースというのは、これは先ほどの負債総額から流動性の高い金融資産を差し引いたものと名目 GDP との比率でございます。日本のこの太い黒い線でいきまして、約 60% です。ただ、これはご覧のように 98 年ぐらいはほとんど他の 6 か国と同じぐらいのところになっていたのが、ここへきて日本のいわゆる公共投資等が増えてきたのでしょう。ネットベースで見ると増えてきている。一番上がイタリア、日本、カナダ、米国、UK というふうになっています。

こういうのを見て、国債 30 兆円といったようなことで無理をするのならば資産を売ったらどうかという話が出てくるわけでございます。財政ポジションの改善に貢献するじゃないかと。ただ、こういうものを売るといっても売却可能な資産は余り多くないわけですし、将来の年金支払債務もございまして、売れないものが多い。しかし、今、構造改革をやるやると言っていて、まず隗より始めよといったような意味でも、売れるものを少し 1 兆円でも 2 兆円でも政府がお売りになることが良いのじゃないかと私はかねて思っております。

他の国の例ですが、英国について 3 ページ目をごらんください。これはサッチャーがやったときのケースでございますけれども、あそこは戦後アトリーという労働党政権が主要企業を国営化しましたので、それを 79 年になって保守党のサッチャーが構造改革をするに当たって主要企業、政府企業を売ったわけですね。これは一番下の欄に出ておりますが、81 年から 88 年までで約 235 億ポンド、一般の政府債務残高の 2 割弱をこれで捻出した。これは日本の金で 60 兆円ぐらいになると思いますけれども、売り方も小口の株に分けて、それを庶民に売って、その代金

も後払いを認めるといったようなことで、かなりサッチャーがポピュラーキャピタリズムと称して、株主がこれによって200万人だったのが1,000万人に増えて保守党にもプラスになったんだと思いますけれども、ご覧のとおり非常に良い企業があったからこれはやり易かったという面は争えないと思います。しかし、こういうものを売ってキャッシュを入れて、それで歳出を賄ったといったことは、やはりこの構造改革の成功には大きなプラスになったと思います。

4 ページ目からは公的金融の面に入りますが、石原大臣からもこの面は余りお話を聞いていないのであれでございますけれども、金融全体の立場でご覧になって、4 ページの公的金融の規模ということで、上の表は入り口ですね。家計の預貯金額が御承知のように1,400兆円あるわけですが、そのうちの55%が預貯金で郵貯が250兆円、民間金融機関が468兆円、35%、65%という比率ですね。これは左の90年度と比べても随分増えております。この金が財投にあって、それが政府系金融機関に入ってくる。

下の出口、これは使う方ですが、企業と家計が借り入れているすべての金のうち政府系金融機関から144兆円、これは19%になります。民間金融機関から571兆円、73%、これも90年度と比較しますとかなり増えてきております。合計で715兆、マネーフローを見ますとこれでほとんど全体を占めるということになるわけですが、公的金融がかなりやはり民間と争っていることが多いというところに問題があるわけでございます。

同じようなことを他の国もやっておりますが、次のページでアメリカのケースでご覧になりますと、アメリカでは連邦政府によるダイレクトローン、直接貸すのは2,410億ドルになるんですが、ダイレクトローンとしては極めて少ないですね。そのうち書いてありますスチューデント・ローンプログラム、学生に貸したり、そういう直接貸すのは全体の6%なんです。その他は連邦政府による債務保証とか政府系企業による信用供与、これはリファイナンスですけども、住宅ローンなども民営化されてきているんですけども、直接貸して民間と争うことはしないという建て前だと思います。こういうふうになると全体のウェイトでいくと、直接貸付は米国金融部門の与信合計の1.1%に相当する。日本は先ほどの19%で、米国で公的金融の大半が直接金融でなくて債務保証やリファイナンスの形で行われているということが私どもも多少真似て良いのではないかと思います。以上でございます。

(竹中議員) ありがとうございます。最初に申し上げるべきだったんですけども、3回この集中審議はありますが、これは言いっ放しでは、もちろん何の意味もないわけでありまして、これを何らかの形で政策にして、その予算編成の過程でしっかりとしたものにしていく。それをどういう形でまとめたらいいかということを是非念頭に置いていただいて積極的に御議論をいただきたいと思います。かつ、できるだけ発言を、すみませんが、短くお願いできればと思います。

石原大臣からは、中小向け3法人の扱いに重点を置いて欲しいということ。速水総裁からは、資産の売却に重点を置けということと、公的金融の規模が拡大し

ているじゃないかという御指摘だったと思います。どうぞ御自由に御発言ください。

(吉川議員) 石原大臣から仰ったことについて意見を言わせていただきたいと思います。

お話は、特殊法人の改革という理念と、それから中小企業金融の対策、これが矛盾する面があるので、そこをどういうふうに考えたら良いかということだったと思うんですが、私はやはり考え方を整理して、長期と足下の緊急対策を区別することが大切だと思います。中小企業の金融というのは、中小企業だからといって民間の金融機関に融資ができないということではないと思います。むしろ、民間の銀行はできると思います。そもそも大きな企業というのは銀行離れしている訳ですから、銀行にとっての顧客というのは個人と中小企業ということになっている訳ですから、当然、中小企業に対する金融というのは本来は民間の金融機関ができるはずだと、これが長期の理念だと思います。したがって、特殊法人改革と中小企業というのは必ずしも矛盾しない。これは長期の姿です。

しかしながら、これは不良債権の問題と結局関係する訳ですけれども、民間の金融機関が現在は完全な健康体ではない。したがって、緊急的な経過措置として、公的な中小企業金融に関わるような特殊法人改革については、その他の特殊法人とは少し違った配慮をする。ただし、その場合にも、時限ははっきりさせるべきだし、長期的な理念と今、申し上げたことが、あくまでも短期的な緊急措置、不良債権処理等と関わるような緊急措置だということを明らかにして、望むべくは期間もあらかじめ限って、例えば、2年とかそういう形で整理をされるのが良いのではないかと思います。

(竹中議員) ありがとうございます。では、財務大臣どうぞ。

(塩川議員) 石原さんに全体的な話で恐縮なんですけれども、行政改革で公団・公社のスケジュールはどういう具合にやっていくかということなんです。もう11月で迫ってきましたけれども。

そこで、一つ提案したいと思うんですが、本年度中にはこれとこれだけは軌道に乗せると。結論は出ないと思うんですけれども、軌道に乗せるというようなことをしないと、あれもこれもと手が付いて、あっちもこっちも散漫になってしまって、結局、何をやっているか結論が出ないということになってくるんです。

そこで、これだけ公社、公団、認可法人等がたくさんございますから、第1期の措置としてあなたの方で今やっておられるプログラムの中に出てきている道路4公団、住公、都市、石油、これについてこうするという結論は出ないと思います。例えば、道路4公団なんて、こんなものは一遍に解決は出ないですから、どこか監理委員会とかで検討してもらおうんだということになるだろうと思うんですけれども、そういう処理する方向性だけきちんと決めるということをおやりになったらどうだろうと思うんです。そうでないと、これは何も結論が出ない状態で終わってしまう。そうして、第2弾として、例えば、事業関係ならば雇用促進事業団の関係だとか福祉事業団、あるいは教育関係の振興事業団とか、そういうふ

うなものをやる。あるいは、政策金融の関係でも良いと思います。第3弾では、例えば、育英会であるとか認可法人の軽いものやっていくという何か段階を決めてやっていかないと、これはあれもこれも手をつけてわっと出てしまっているから收拾がつかないんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。私はそんな絞り込んだスケジュールをお作りになったらどうだろうということを提案したいと思うんですけれども。

(竹中議員) 一応、改革先行工程表では7法人について先行させるということを決めていますね。その7法人の中でも更に重点をつけるかということと、それ以降のものの重点化をどうするかということについて、もしございましたらお願いします。

(石原臨時議員) これは改革工程表の中にも書き加えていただいておりますけれども、塩川大臣のお話は承るとして、すべての特殊法人を対象とする特殊法人等整理合理化計画を年内に策定するというを改革工程表に明示させていただいておりますので、そのスケジュールを後ろに持っていくと、先送りという批判は避けられないと思います。

そして、作業的には実はほとんど事務的な整理は終わっております、それを所管の大臣の方が認めていただけるか、認めていただけないかというところにきておまして、つい先ほども坂口大臣とお話をさせていただいたんですけれども、坂口大臣のお言葉ですと、もうこれは清水を飛び下りるか下りないか、どっちかだなと、そういう御発言をいただいている大臣の方もいらっしゃいます。

そして、御心配いただいている道路なんですけれども、水面下の交渉でかなりのところまでできておりますが、最終的には総理に御決断をいただく。そのタイミングを今、官房長官等と御相談させていただきまして図っているというような段階でございます。

石油公団につきましても今朝、古屋副大臣はおいででございますが、古屋副大臣もお入りいただきまして、麻生政調会長、また堀内総務会長と実質的な議論をスタートいたしまして、マトリックスを作って整理をしようということがやっとスタートした段階で、7法人についてやはり総理が一番基本として言っておりますので、11月中に廃止民営化の方向というものを明示しなければいけなく、そのつもりで努力をさせていただいているところでございます。

(塩川議員) 私は思うんですが、これは意見としての話ですから、聞いておいて欲しいと思います。私がちょうど55年に運輸大臣をやりましたとき、国鉄をどうするかということだったんです。そのとき、党内の意見だとか、政府だとか、民間の意見がごちゃごちゃになっていたんで、取り敢えずこれを整理するというもので国鉄再建に関する監理委員会というのを作ったんです。その監理委員会を私は運輸大臣だったから運輸省のところに置こうとしたら土光さんが、「そんなことをしたらできない。これは政府の官邸の中に置きなさい。」と。そして、その結論にみんなが従う。どんなことであろうと、それに政党も自民党も政府も民間も従うということで、その委員会で結論を出させる。その委員会は2年で出しな

いというので委員会で出して、加藤寛先生が小委員長みたいな格好になってやったんですね。道路でもそういう形式を踏んだらどうでしょうか。

それで、12月までに道路監理委員会みたいなものを作って、それを内閣府に置くとか、何とかというようなことで、これを内閣、閣議で決めてしまったら、改革担当大臣としての責務はそこで一応終わりますね。私はそれがあなたの役割じゃないかと思うんです。石油についても、産構審議会の方から委員を出してやっておられますから、通産省と直接交渉してもそんな結論は出てこないと思うんです。みんな、やはり役人の墓場を作っているんですから、墓場を大事にするのは当たり前ですから、それはやはりどこか審議会みたいなものを作らせて1年以内に結論を出せ、あるいは半年で出せとか、それで現在議論としてこれだけ煮詰まっているというのは、その委員会に資料として出したら良いかと思うんですが、そんな方法をとられたらどうでしょうか。大きい問題についてですよ。

あとは、私学振興財団をどうするとか、そんな個々の問題は、石原大臣のところで考えてやられたらいいと思いますが、例えば、道路だとか石油だとか住公だとか都市整備公団ですか。こういう政治問題のものは一応、第三者機関でやらせて、それでその計画に従うとした方が良い。そうでないと、総理の決断といっても、これはとても私はできないだろうと思うんですが、どうでしょう。

(石原臨時議員) 今、塩川大臣が御指摘されたのは、フランスの民営化のときに国家何とか委員会というのを作りまして、9人の方が委員になって、その方はすべての役職兼務は一切禁止と、いろいろな会社の会長さんとかお役人の人も全部辞めて兼務禁止で、その9人の方が民営化を決めたという例があります。それを作るとすると8条委員会になると思いますけれども、この臨時国会には法案は間に合いませんので次期通常国会になる。そうしますと、改革工程表に載っているものとの齟齬は発生すると思います。それは一つの考え方だという認識は十分承知しております。

(塩川議員) それは一つの担当大臣としての結論としてもなると思うんです。それで、8条委員会でやるのか、あるいは閣議決定した委員会でやるのかということはいろいろ方法はあると思います。3条委員会でやろうと思ったら法律になってきますから、これはとてもできません。ですから、そこら辺のどういう機関でやるかということで、国鉄監理委員会の場合は8条委員会でやったんです。それでやるんだったらやってもいいし、そうでなくても閣議決定でやろうと思ってもできるわけですから、そこら辺は担当大臣の判断でお決めになったらいいと思うんです。そういう道筋を付けたということでない、これはあっちもこっちもああだこうだと案ばかり出てきて、皮がないものだから中が包めないんです。

(竹中議員) 石原大臣が多分御心配されるのは、この7つについては民営化を閣議決定するという一つの工程表と公約との兼合いをどうつけるかということだと思うのですが。

(塩川議員) そこまでだったらそこまでやっておいて、それで民営化についてどうするかということをやったらいいです。

(竹中議員) そこは民営化ということは閣議決定して、その後のやり方は塩川大臣がおっしゃったようなやり方だと。

(塩川議員) そのけじめを一回つけないと、担当大臣は何をやっているんだということになってくるんですよ。言いにくい話だけれども、実際そうなんです。ですから、これとこれはこうすると。それで、第 2 期としてこれとこれとこの問題をやる。第 3 期はこうするということでスケジュールを一つ明示されたらきちんとできてくるんじゃないかと思うんですが、今のようにはばっとやっていたら……。

(片山議員) 塩川大臣、それは経済財政諮問会議でやることでなく、それは副本部長会議で言うことですよ。

(塩川議員) 今日は集中審議だから。

(片山議員) 特殊法人とどう関わるのですか。経済財政諮問会議とどう関わりますか。

(塩川議員) この経済財政諮問会議で個々の問題の集中審議をやるというから私は来たんです。

(片山議員) そういうことを経済財政諮問会議で全部やるのですか。

(竹中議員) 規制改革も特殊法人も含めて、経済活性化のことを審議してくれという総理からの御依頼があったわけです。

(片山議員) 何でもやっていると、諮問会議もパンクしますよ。

(塩川議員) だから、早く結論を出しておかないと、今みたいにあれもこれもでは何も出てこない。

(竹中議員) 更にここで議論したことを本部に反映させていただくために今やっているわけです。それでは、古屋副大臣どうぞ。

(古屋経済産業副大臣) 今日は、平沼大臣はWTOに出席中ですので、代わりまして出席させていただきました。

まず、石原大臣の方から言及のありました石油公団ですけれども、既に私もは、石油公団は廃止ということで進めております。ただ、内容をどうするかということにつきまして、今日、石原大臣、そして私、麻生政調会長等、それから総務会長を交えて腹案をいただきましたので、今その摺合せを行っているところであります。できるだけその摺合せが上手くいくように、石原大臣と平沼大臣とでまず第一義的にはそこを進めていくと、こんなような状況になっているということをお報告申し上げます。

それからもう一点、今、吉川議員の方から御指摘のありました中小企業の融資政策でございます。確かに総理の、「民ができることは民に任せる」というのは仰るとおりだと思います。金融機関も民間に融資ができれば、これに越したことはないと思いますが、現実には今、本当に景気が厳しくなっていて、中小企業金融が本当に厳しい状態になっている。そういう中で、やはりセーフティネットを作っていくということは、改革のプログラムの中にもしっかりと中小企業対策の一環として入っておりますので、そういう中で現時点では、官業による民業圧迫ではなくて、逆に官業による民業支援という色彩が非常に強いと思うんです。トータ

ルで、例えば、中小企業金融公庫、商工中金で中小企業全体に占める金融の割合は大体 6% から 7% くらいだと思います。そういうところをかながみますと、是非これはセーフティネット、そして今、非常に厳しい経済状況であるということにかながみますと、この役割は十分に考慮していくべきじゃないか。こんなことを申し添えさせていただきます。

(速水議員) 金融機関同士で競い合っていることは極めて明らかな事実ですよ。

(竹中議員) 片山大臣からの御指摘も大変重要な御指摘だと思いますので、今日は石原大臣から御要望がありまして、中小 3 機関にあとの 10 分くらい話を集中させていただきます。今までの話だと吉川議員からは、どちらかというところ 2 段階で集中調整的な期間については、やはり別な扱いが必要だろうという御認識で、速水総裁は中小は現実には民間と競合しているじゃないかという御指摘であります。では、本間議員どうぞ。

(本間議員) 特殊法人改革は、道路関連等の議論が割と先行しておるわけですがけれども、政策金融、系列金融については実は割と水面下に隠れていて、余り具体的な議論がなされていないという感じを持っております。

私は、財政制度等審議会の資金運用部会長もしております、この部会で記者レクをしたときに記者から質問が出ました。不良債権等に関わる政策金融的な部分で政策投資銀行が入ったということもありまして政策金融の役割が増大しているような部分がある一方で、政策金融の本来的な在り方の見直しが不透明で、なかなかどちらの方向に進んでいるのか分かりにくい。財務省のやり方というのは少し狡猾ではないかという質問まで受けました。そんな意図は全くないという具合にお答えしたんですけれども、政策金融に関しては、財務省がもう少し具体的に検討して、この方向で将来的なビジョンを描くというような作業をもう少し前倒しで石原担当相とすり合わせて御議論をいただかないと、若干バランスを失したような形で進んでいるような感じがいたします。是非、そこら辺は財務大臣に御努力をお願いできないかという感じです。

(塩川議員) それは私の言っていることが下の方に周知徹底していないということで、それは私のリーダーシップの不足だと思います。私は、政策金融機関は特殊な業務に絞って存続させなければ駄目です。全部廃止するなんて、そんなことはできません。中小公庫にしても、国民公庫にしても全部あります。しかし、何でもかんでもやっているから問題が起こってきているので、そこを絞れと言っているんです。絞ることによって、金融機関の存在価値というものが明確に出てくる。そして、民業と競合しない範囲内にしよう。例えば、中小企業の長期にわたる設備投資の資金などというのは、やはり公庫以外は出せないです。そんなものは、一般金融機関は相手にしません。そういうふうなものは残しておかなければいかぬし、これは通産省の方ですけども、国民公庫はうちです。国民公庫は生活資金の関係でないためですが、営業資金までやるからややこしくなっているんです。そういうのは絞ったらいいんです。

(本間議員) ですから、そういう政策目標を、例えば、アメリカ的に先ほど総裁が

整理していただきましたとおり政府保証という形でやるのか、機関を通してやるのかということも含めて、より突っ込んだ議論を整理していく必要性があるのではないのでしょうか。機関そのものの必要性、十分性を認めるのか。それとも、政策目標の必要性を認めるか。これはまた別個の問題でありますから、是非そこら辺の仕分けも含めて、政策金融に関して、私は財務省が最初にこういう考え方だということをお示しいただいた方が良いような感じもいたします。

(塩川議員) 私のところは、国民公庫と政策投資銀行だけで、あとは所管が違うんです。だから、違うところも全部やれと言うのなら私のところでやります。けれども、中小公庫というと通産省が文句を言うてくるんですよ。

(竹中議員) 多分、本間議員の御意見は、政策金融、政府がやるべき金融の原則論は何かと。例えば、超長期の金融であるとか、そういうものだと思いますが、それをどこかが示さなければいけないということですね。

(速水議員) 直接貸付、ダイレクトローンだけでなくいいんですから、保証するとかという形で政府が助けていけば民間の金融機関は伸び伸びとやれると思うんですけれども。

(吉川議員) 本間議員も総裁も仰っているのは、要するに奨学金は必要かもしれない。しかし、奨学金を出す機関が必要かどうかというのは別だということですね。民間の金融機関が出して、それを政府保証するというようなこともあり得ると。それは住宅ローンも同じです。

(本間議員) 住宅ローンですら、政府がローンの政府保証をちゃんと付けるかどうかという問題と、資金を直接融資するかどうかの問題はどちらがマネジメントのコストを含めて効率的かという問題につながってくるわけです。具体的には住宅ローンなどでも都市銀行、地銀等と連携をしながら落とすというような作業はやっているわけですし、直接的な部分の移管をすることも含めて、考え方を整理すれば十分可能ではないかという気がいたします。

(塩川議員) 一つは、政府関係金融機関という一つの概念を作って、その概念の下で議論するというのをしないと、各省ですからできませんよ。私たちがそんなところに口を出したら、放って置いてくれ、うちは違うんだと言われます。

(竹中議員) だから個別ののではなくて、そもそも政策金融は何を担うべきかというそもそも論をやはり言い換える必要があると思うんです。

(本間議員) 言葉自体を正確に言うと、系統金融という言葉があるんですけれども、その部分に踏み込むということです。

(塩川議員) その概念の下でやると。その方が石原さんもやりやすいでしょう。

(竹中議員) それは石原大臣と各担当大臣と民間議員も含めて別の機会、今日は関係の大臣にすごくたくさんお集まりいただいていますし、規制改革の方の議論をしなきゃいけないものですから、そういう問題が提起されたということで、中小に関しては一つ今日出てきた案としては2段階アプローチといいますか、当面、集中調整期間については別途と。しかし、その場合、期間とか原則論とか安易にならないようにという指摘がありました。あとは政策金融のそもそも論、系統金

融のそもそも論を一度やる必要があって、その問題提起の機会を別途作らせていただきたいと思います。

(牛尾議員) 特殊法人に関して石原さんから報告を頂戴したんですが、確かに塩川さんが仰るように、11月の末から12月のどこかで、この7つに関しては、それなりのきちんとした結末をつけないと小泉公約は果たせないことになるわけです。そこで、石原さんが仰るような方向でかなり細かくまで決まればそれで良いし、決まらない場合は方向だけを付けてあとの細かいことを何かに任せるということで、きちんと決めた方がいいと思うんです。そういう意味では、非常に具体的な提案だと思います。

ただ、参考までに国鉄のケースなどと言いますと、土光臨調で第4部会の加藤部会長が国鉄を分割民営化するという方針は決めて採択された訳です。それを今度はあれだけの債務をどうするかという具体論に関して国鉄監理委員会というのを作って、亀井さんを委員長にして、加藤さんと隅田さんが入って、一任をするということになったわけです。それが通ったというのは、私は大変な政治力だと思いますけれども、土光臨調というものの国民的サポートが小泉さんみたいにあったものですから、そこに任せたら大丈夫だという感じが非常に強かったので、できるだけのところまでは決めた方がいいんです。あのときも、分割民営化まで決めたから上手くいった訳です。

それに対して、電電公社の方は民営化だけが決まって、あとはその委員会なしで直接ぶつけて渡してしまったものですから、いまだに大混乱が続いている訳です。そういう意味では、詳細が決まらない場合は、塩川さんの仰るように委員会をつくって精細実施要綱まで決めないと、そこに任せないと各省に任せたら大混乱するということでは、大変私は経験的には良いものだと思います。

(塩川議員) 今、中身のことなんかとてもじゃないけれども入れないですよ。ですから、政府として私が担当大臣であるならば、担当大臣としてはこういう委員会にお任せしますから実務的な結論を出してくださいと。その土俵作りは私どもの方で責任を持ってやります。そこまで責任を甘受してもらわないと、中身まで詰めろと言ったらとてもじゃないけれどもできないです。方向付けだけです。

(竹中議員) ありがとうございます。今、両議員からありました監理委員会方式を視野に入れるということも一つの今日の重要な項目にしたいと思います。大変急がせて申し訳ありませんが、各大臣、副大臣がお待ちでありますので規制改革の議論に早速入りたいと思います。

では、規制改革に当たりまして、総合規制改革会議の宮内議長から問題提起をしていただければと思います。

(宮内総合規制改革会議議長 以下「宮内議長」) お手元の資料で、まず総合規制改革会議議長という名前でございます「総合規制改革会議における取組について」というものから御説明させていただきます。

総合規制改革会議は本年、重点6分野というのを決めました。これは、医療、福祉・保育、労働、教育、環境という5つの分野、これは、これまでの規制改革

が相対的に遅れてきた分野である。言うならば社会制度のようなものでございましたので、それを特に取り上げた。それからもう一つ、都市再生という、これは今、日本の大きな問題ということでこの6つの分野を取り上げてやってまいりました。この6分野につきましてシステム全体の改革の観点を踏まえ、分野ごとにかなり突っ込んだ具体的改革方策を取りまとめ、これを中間取りまとめということで夏に出しまして、これは改革先行プログラムの中に総理指示によりまして盛り込んでいただきました。内容のほとんどを盛り込むという形では入れていただいたということでございますから、これまで進みの遅かった分野について初めて成果が出ようとしているということでございます。

それを受けまして現在行っている作業でございますが、この中間取りまとめを今度は具体的にするという作業を進めております。すなわち、来月にでも出します会議の答申というものがそのまま政府の政策として実施していただけるような実効性のある答申を目指したいということでございます。したがって、この重点6分野につきまして中間取りまとめを更に深めるという作業をしております。

どういうことをやっているかということで例示でございますけれども、ここに書いてございます主な事項でございます。例えば、医療ではレセプトのオンラインを中心とした電子的請求の原則化、介護保険等が入ることによりまして社会福祉協議会の業務範囲を重点化していこう。教育では大学・学部に係りませ設置等、認可制度の大幅な緩和と事後規制への移行というようなこと、あるいは初等教育のコミュニティスクールのトライアル。環境分野につきましては、廃棄物・リサイクル体制の再構築、自然再生事業の促進のための条件整備、こういうことでございます。それから、民間による都市計画への提案制度の導入ということもできないかというような、これは例示でございますけれども、非常に幅の広い形のものやっておるということでございます。

それとともに、この重点6分野以外にすべての経済活動の中に規制というものは張り巡らされている訳でございますから、それ以外の分野につきましても現在大急ぎで検討を進めておりまして、早急に具体的改革方針、方策を作り上げたいということでございます。例示で、ここにございますように、公共工事の一般競争入札の拡大、あるいは工場等制限制度の在り方、これは工場とか大学等の新增設の問題でございます。それから銀行の窓販の商品の拡大、新しい商品が出てきたということでこれを拡大したい。あるいは、これは誠に経済全体に関わる問題でございますけれども、日本のエネルギーコストを何とか下げたいということでエネルギー関係事業、特に電力、ガスも含めましてこの規制を見直すということでございます。やはり、高コスト体質の一つでございます日本の運送事業の中で、トラック事業の規制の見直し、あるいは港湾における輸出入手続のワンストップサービス、これを何とか実現したい。あるいは通信端末機器等、これは基準認証で大変複雑な許可、認証を必要とするというのを事後規制へ移行できないかというようなことでございます。

いずれにいたしましても、簡単なものではございません。改革の内容、スピー

ドを更に上げたいということでございますが、それにはやはり政治の強力なサポートを頂戴するということが是非必要でございますので、規制改革推進への姿勢を是非政治の場で示していただくということをこの場を借りまして、お願い申し上げます。

なお、規制改革というものを進めてまいりますと、例えば、予算によります補助金だとか、それから税制というようなものが規制と同じような形に作用しているものがございます。そういうものを規制改革と施策を総合化するということができないと上手くいかないという面がございます。

ここで例示で出しております都市再生の分野をお考えいただきますと、例えば、現在の税制というものが地価上昇を前提としているという税体系になっている。これを何とか市場中立的なものに構築する。あるいは、不動産市場への投資意欲を喚起するような形の制度というようなものに今はなっていない。そういうものの整合性、例えば、マンションの建替え等につきましても大変ややこしい制度、税制等がございまして、二重、三重に払わないといけないというような面もございます。あるいは公共用地取得、これは特に都市の場合、道路等を中心に大変遅れている。そのために都市再生というのができない。そういう政策と規制というようなものを一体化することによって初めて効果が上がるというようなものにつきましても、是非御理解をいただきたい。そうしないとできないということで御理解をいただきたいと思っております。

環境分野につきましても、まだ環境と規制というのは少し馴染みにくい面もございますけれども、まず脱地球温暖化社会の構築という目標に向けまして、これにはやはり経済的手法といいますか、税制等を絡ませないと環境問題の解決には至らないだろう。あるいは土壌保全、特に都市の土壌保全で誰が汚染したか分からないというようなものの費用負担の問題等、これにつきましても、規制というような迫り方だけでなく、政策全体の中で規制というものが制度として入るのではないか。そういう意味で、税制あるいは予算というようなものと施策の総合化を図っていくことによりまして規制改革の実が上がるという面も多いということを指摘させていただきたいと思っております。

なお、規制につきましても、一つずつの項目をご覧になりますと、これは何だ、大したことないじゃないか。あるいは、何でこんなことができないんだろうかというようなことが網羅されている訳でございますけれども、実は、規制改革というのは何か目玉が一本あって、それを変えれば世の中ががらっと変わるというものではございません。各分野にわたります細かい規制がいっぱいある。これを継続的に全面的に少しずつでも無くしていくという弛まない努力が必要である。この点を是非御理解いただきたい。そして、その一つ一つ小さいように見えますが、実は一件ずつの規制を止めていこう、変えていこうといたしますと、私の経験では全件に対しまして反対運動が起こります。必ず全件に反対運動が起こる。

そして、この一つ一つの反対運動がなぜ起こるかということを考えますと、2つ原因があると思っております。その一つは、規制を変えることが間違っている場合、

これは反対運動が起こるのは当たり前でございます。もう一つは、それを換えられると大変困るという既得権益になっている部分がある。私どもが議論している中で間違った改革ということはまさか出していないと思います。したがって、その一つ一つの規制の裏にどれだけの既得権益、それがあって非常に有利というか、楽をしている人がいるかということの証拠だと思います。全件反対があるということでございますから、私はやはり諦めずに前へ少しずつでも進んでいくということが一番、規制改革の重点であろうと思います。

その次の資料をご覧ください。これは私個人で作らせていただいたものでございます。大きなページをご覧ください。これは、今、申し上げましたことと全くダブる訳なのでございますが、一番左は規制全体のテーマ、それから真ん中目が今、我々の規制改革会議で色々ところで議論してきたという細かいことが例示として書かれております。そして、議論しておりますけれども、この議論の中身が全部動くかどうかはまだ定かならないわけでございますけれども、右の方は私が勝手に15の重点提言事項というふうに書かせていただいた訳でございます。もしこの15のものが、今、動くといたしますと相当インパクトがあるだろうというのが私個人の考えでございます。

しかし、ここまで現在の規制改革会議の積上げ方式で、きっちりと答申に書き込んで政策にしてもらう。合意形成をして出すという手段では、この右の15のことはとてもいかな部分でございます。しかしながら、これは一つだけでは駄目なのでございまして、15を全部動かしたとすると、相当経済全体にインパクトのあるものではなからうかと思っております。

例示で説明させていただきますと、一番上の1番、2番のところで医療でございます。これにつきましては、例えば、カルテの電子的保存を解禁したとか、レセプトの電子的提出の制限の省令を廃止した。あるいは、今後議論しておりますのは省令を廃止しただけでなく、電子的な提出でないといけないというところにならないかというような議論を今、会議ではしておりますけれども、実は、大きなテーマといたしまして、何故、医療機関の経営に企業が入れないのか。もしそういうことができれば、どれだけ企業の持っている経営のノウハウによって、例えば、病院経営が近代化する、非常に効率を上げられるかが分っている訳ですが、これは強烈な反対を受けます。医師会です。

それから、医療機関は、現在理事長はお医者さんでないといけない。これにつきましてはお医者さんの要件を外そうということは何年も前から議論をしております。今度やっとならば医師要件を外すということに大体合意しようとしているんですけれども、それは言うならば法律を変えるという形ではなく考え方を換えるということなんです。法律を変えるということによって、医療機関のお医者様がなぜ理事長でないといけないか、全く理由がはっきりしないんですけれども、そういうものを変えていくということによりまして医療の経営というものが猛烈に近代化するということ間違いなくございまして。

それから、3番、4番でハローワークのところでございますけれども、実は、

雇用の流動化に従いまして派遣労働、有期労働、職業紹介などの緩和が大幅に進んでまいりました。これは事実でございますけれども、一つ一つの進み方が極めて中途半端なんです。例えば、派遣労働は対象業務をネガティブリスト化したということでございますが、その対象は広がったけれども、今度は1年間しか認めないということで、実質これが緩和になったのかどうか分からない。しかも、物の製造、それから例えば、先ほどの医療関係などについては最も専門職でございますから、派遣に馴染む訳であります。禁止されたままであるというようなことでございます。それから、ハローワークというのは国営職業紹介所でございますけれども、ここは特にホワイトカラーのジョブ・マッチングに有効に全く対応できていないというようなことがございます。民間がこの市場に入ってきているということから考えますと、イコールフットィングという意味でこういうところを民営化することも必要ではないかということでございます。

全部の説明はいたしません。12番も、例えば、先ほど言いました電力の小売自由化でございます。電力の問題点は、日本の電力が圧倒的に高いということなんです。この電力を下げることによって、日本の経済全体に極めて大きな影響があるということでございます。これはかねて地域独占の典型でございますので、どうしてここに競争を組み込むかということで卸発電の導入とか、大口需要に対する一部小売の自由化をやっている訳でございますけれども、実はその範囲は0.39%しか実現していないというようなことで、競争の促進が大幅に遅れております。したがって、世界的な動きを見ますと、やはり発電部門と送電部門を分離するということまでいきませんと、本格的な引下げという方向には行かないのではなからうか。

そういう意味で、ここで15、私は勝手に並べさせていただきましたけれども、これをもし政治的に取り上げていただけるというようなことがありましたら、極めて大きなインパクトが出るということは申し上げられると思います。

なお、一番下にITのことが書かれておりますけれども、今のペーパーの一番最後のところで、ITの規制改革につきましては、IT戦略本部で今月中に集中的な議論を行うということになっておりまして、まだこの項目としては出せておりません。しかし、11月7日のIT戦略会議で私から提出させていただきましたペーパーが一番最後に付いておりますけれども、これで例えば、検討の方向といたしましては、通信の競争促進という意味で競争促進のあり方、競争監視体制のあり方、あるいは電波の効率的利用、通信と放送との融合、インターネット関連の技術戦略の確立等につきまして、これからできるだけ早いピッチで議論を進めてまいりたいと思っております。

この席で申し上げたいのは、現在の規制改革会議というのは各所管省庁と折衝をいたしまして合意をしたものをお出する。したがって、これは政策として挙げていただけるということでございますけれども、そういう形でやった場合、やはりできるものしかやらないということにならざるを得ない。本当に政策的に日本の規制というもののあり方を全部変えるということでございますと、そうい

うやり方ももちろん必要でございますけれども、もう一つ大きな政治的な判断によりまして現在の範囲とか深さ、スピードを上げるということでございますと、欧米に比べまして完全に2周遅れで前を向いて走っているというこれまでの状況と余り変わらないということでございます。規制改革を構造改革の大きな位置付けにするということございましたら、政治的なイニシアチブで我々の会議をどんと後押ししていただくというようなことができればということをお願い申し上げます。以上でございます。

(竹中議員) ありがとうございます。オープンディスカッションを早く始めたいんですけれども、その前に民間議員から大変申し訳ありませんが4分ぐらいで手短かにポイントだけお願いします。それでオープンディスカッションにしたいと思えます。

(牛尾議員) お手元に民間議員からの「構造改革促進のための規制改革の考え方について」というペーパーと、「経済活性化のための税制改正と経済活性化のための総合補助金の拡充について」という2枚紙と、それから経済財政諮問会議の「サービス部門に関する雇用拡大を戦略とする経済の活性化に関する専門調査会」、これは島田座長代理がやっている提案書と、最後に経団連から出ております規制改革と、4つの資料がお手元にあるわけでありまして。

それで今、宮内さんから本当に尽くされた御説明がありましたので、特に追加することは避けませんが、ただ今の総合規制改革会議議長としての宮内さんの報告は、この縦長のペーパーの真ん中の辺をうろうろしているところであって、それはそれ以上のことが言えない。しかし、最終のゴールは一応個人の資格ということで書かれている右側の端を目標とされているという事情を推進するために、この経済財政諮問会議がこの問題を取り上げたというふうに御理解願いたいと思えます。

「骨太の方針」では主に予算面の考え方を中心として規制改革、構造問題を取り上げましたが、この度は制度改革としてこの問題を取り上げているという点の角度が違う訳であります。そういう点では、この書類をご覧になればありがたいと思えます。

それから、特に付けました経済活性化のための税制改正というのは3、4日前の会議で私からも提案し、塩川さんからもお話のあった部分につきまして、これは株式の参入の中でやや積み残した問題の2つについてここに改めて提案をして、14年度の税制改正に是非これを追加することが、特に最近の株式市場の支援には非常に大きなものがあるというので書きました。いずれも経済活性化にとっては、各国の経験を踏まえても税制改正というものは重要な要素でありますから、より抜本的な議論は来年に譲るとして、14年度の予算と並行的にこの問題を追加をしたいということと、統合補助金の拡充につきましても、この間、片山大臣との間で若干議論をしましたが、こういう形で毎年毎年6,000億円、7,000億円と増えているときに、14年度の予算編成においても統合補助金が増えることが好ましいというペーパーを書きました。

あとは大体、宮内さんの報告書で尽きると思いますので、補足があれば奥田さんから少しお話を頂戴したいと思います。

(奥田議員) 私からはお手元の資料の③というものを配っております。これは、経団連からの要望でございます。

今この時期にこの諮問会議で規制改革を議論する意味は2つあると思っております。一つは今、景気が一段と低迷しておりまして失業率も悪化している。この中で、金がかからない景気対策である規制改革の重要性が非常に増しておる。特に、雇用の拡大、経済の活性化に資する規制改革を早急にいたす必要があるということ。それから、2番として、平成14年度に予定されております制度改革を補完する規制改革を強力に推進する必要がある。こういうふうを考えております。

規制改革は御存じのように総論賛成、各論反対の典型でありまして、ただ今、宮内さんからお話がありましたように頑張っていていただいておりますが、併せて、総理や諮問会議のリーダーシップあるいはバックアップが必要であろう。一つ一つ実績を積み上げて改革の流れを作ることが重要だと思っております。

お手元の3は、経団連がまとめた規制改革要望であります。これは経済界からの要望のほんの一例に過ぎないものであります。そういった意味で宮内さんの資料と重複することがございます。この中で特に重要なのは、一番初めの「生活者向けサービスの向上に資する課題」の中の労働、それから医療の分野だと思っております。まず労働、雇用の問題につきましては、現在の雇用情勢を考えますと、雇用拡大に向けた規制改革の前倒し、あるいは拡充は、必須であると考えております。中でも、3番目に書かれております医療、介護への株式会社の参入や、あるいは島田先生の資料に書かれております、子育て支援あるいは高齢者ケア、こういった分野の規制改革は重要であると思っております。

また、派遣対象業種の拡大や期間制限の緩和、または有期雇用契約期間の延長、こういうことは、より多様な就労形態を可能にするということで、失業の減少につながるということで、より早く国会で通していただきたいということでございます。

また、医療でございますが、良質で効率的な医療の提供が、中長期的に持続可能となるような抜本改革を是非とも断行すべきだと思っております。このためには、規制改革の面でも医療分野において選択と競争が働くようにすることが重要であります。例えば、情報開示の徹底とか、あるいは、広告規制の緩和等によりまして患者が優良な医療機関を選択できるようにして、レセプト等のIT化、レセプト審査、こういうもので株式会社による医療施設等の経営を通じて企業のノウハウの活用と患者の選択肢の拡大を図ることが必要であります。これも、時期を明示した上で一体として推進すべきであると思っております。

また、製造業における空洞化の問題であります。特に、中国製の製品の流入や、あるいは逆輸入によりましてもたらされている問題は、国内競争力強化の観点から、物流コストの低減あるいは競争政策を通じた電力、ガス等のエネルギーコストの低減というものが必要でありまして、これも規制に大いに引っ掛かって

いる問題だろうという認識でございます。時間の関係もでございますので、あとは資料をご覧いただきたいと思います。私からは以上でございます。

(竹中議員) ありがとうございます。今日の目的の確認ですけれども、経済を活性化するために構造改革が必要である。その中核としての規制改革と制度改革であります。制度改革については今、牛尾議員から税制の問題、統合補助金の問題等々もありましたが、時間の関係でまず規制改革に焦点を絞らせていただきます。規制改革の中でもこれは幅広い宮内議長の15項目等々、非常に幅広いですけれども、前半20分ぐらいを医療、福祉関係と労働関係、坂口大臣の御担当のところに絞らせていただきまして、後半は物流、教育、農業等々をやらせていただきたいと思っております。

坂口大臣から一言ございますでしょうか。

(坂口臨時議員) 今、宮内さんから出てきましたこの大きい表を拝見をいたしておりますが、総論として感じますことは、こうしてざっと見ますと経済規制の規制改革が割に少なく、社会規制に対する改革が非常に多いなど。もっと経済規制に対する改革がなければ本当の改革にならないのではないかという気が総論としていたしました。

それで、私の方の改革の中ではなかなか難しいもの、それからこれはできるものというのもある訳でありまして、上から行きますと2番目の医療機関の理事長要件の撤廃、これは前にもずっとそうだったんですけども、一遍、産婦人科のあのような事件がありましてからいかぬというのでまたここへ戻したわけですから、これは抵抗はあるかもしれませぬけれども、できると思っています。

それから、派遣の対象・期間の拡大というのもやっておりますし、できる。ただ、こういうのをやりますときに、今まで旧労働省の方でやっておりました手順としては、労使の審議会みたいなものを一遍やって、そこで合意を得てやる、という手順を今まで踏んできている。ずっとみんな踏んできている訳です。それを取り払っていかどうかの話になってくると思うんです。そういうのはみんなもう止める。学者の先生に入ってもらったり、労使で入ってもらったり、そこを詰めて、詰めて、意見が対立するのをガラス細工みたいなものをそっとして決めて、そして法案にするという今までのやり方をやってきた。それを一遍そんなものは取っ払ってしまうということならばできる訳です。これは、派遣業にいたしましてもできる。できると思いますが、その代わりに、また、国会における審議はかなり難しくなるなということでございます。だから、ぼつぼつ対象を拡大をしてきた。これは今回の法律にも出しますし、しますからある程度できると思いますが、一遍にできないのはそこにあるというところがある訳でございます。

それから、ハローワークの民営化につきましても民間でできるのはやってもらったら私は良いと思うんですが、ただ、採算に合わないのは民間はやってくれない。その採算に合わないのを一体どうするか。これは、やはり国がやらざるを得ないんじゃないかという気がしますから、ハローワークの民営化というの、国のハローワークは全部止めてしまえと言われたら、それはそこにかかなり大きな問

題が起こるだろうという気がいたしています。

それから、教育バウチャーの導入でございます。これは私個人とか私の党は元々これを掲げているものでございますから、私のところは良い訳でございますけれども、役所はなかなかこれは抵抗が強いということでございます。

それから、一番問題は医療機関経営の株式会社の参入というのが、なかなかきついだらうと思います。これは医師会がきついというだけではなくて、国会の中もかなりきつい。というのは、やはり医療制度というものをこれからやっていきます場合、今の枠組みの中でやります場合に、それでは今の診療所とか何かを、そうか、それでは俺たちもみんな株式会社にしようじゃないかということになってきたときに果たして上手く行くか。かえって医療費の拡大を招くことになりかねぬのではないかというので、株式会社と医療との間には違和感があるということがありまして、この中でざっと私どもは5項目並べていただいておりますが、やはり一番抵抗の大きいのは1番だらう。他は、頭を撫でて、撫でて、何とか行けるものもある。こういうことではないかと思えます。大ざっぱな言い方ですが。

(竹中議員) ありがとうございます。今、総理も見えられましたので、どうぞ自由に、あとは御議論をいただきたいと思えます。今、申し上げたように社会福祉関係、労働関係というところに絞って御議論いただければと思えます。

(牛尾議員) 私どものペーパーにも書いてありますように、例えば、雇用などで労働の問題などは当面の失業率を解消するためにワークシェアリング的な発想を、結果としてこれで実現できる訳ですね。それをやるためにはこのペーパーにも書いていますが、こういう法律改正の作業を従来の立法作業の例に囚われず、加速をして、次期通常国会中に最大限提出できるようにして欲しいと、緊急事態で失業を抑えるのには、一番、労働の多様化というのは良いんです。

通常の立法作業の例から言うと、2年ぐらいかかるんです。それでは危機は底をついちゃうので、何とかこの中で今、大臣は大変なことは非常に肌身に感じてわかりますけれども、日経連の会長もここにおりますので、労使上手くやってもらって、こういうものが的確に来年の4月ぐらいいから稼働すれば、雇用救済には非常になる。これは、間違いなく、なると思うんです。企業も一たん雇用をすると解雇に対する不安感があるものですから、全部今は残業で賄ってワークシェアリングと逆の方向に行っている訳です。そういうものを自由な感覚に持っていくことは非常に大事なので、従来の立法作業の例に囚われずというところを是非強調したいとお願いいたします。

(塩川議員) また余計なことを言って恐縮ですけども、宮内さんから色々頂きましたが、最後のこちらの宮内さんの資料ですね。これは、実は参議院の与野党ともに配ったんです。それは、何故かと言ったら、私は財政金融委員会なんです。そこでは財政の問題なんて質問はないんです。もう規制緩和の質問がぐっと集中してきている。それで、それではどれだけやったのかを出せということでこれを出したんです。そうしたら、向こうはこれを検証すると言って検証してくれたんですが、13年度はこれだけやるんだと。これをやるのはどういう手続でやるんだ

というところまで私たちの方へ来ているんです。

そこで、これは政府としての問題ですけれども、11年、12年度でやったということ是一般国民は知らないから、こんなことになっていますね。知らないでしょう。ですから、それだったら政府の時間をテレビで買い取って、例えば、レセプトの問題にしてもレセプトの電子化の問題はこうなりましたよというふうなことを宣伝していくことが必要なんじゃないか。それを知らないんですよ。そこで、13年度ではこんなことをやりますということで、テレビの時間を買ったらどうでしょう。そういうことの方が、私は手っ取り早いと思うんです。これだけのことをやってもらっていながら、規制なんて全然進んでいないじゃないか、という理屈が出てくるというのは何かというと、やはり事実を知らないからです。例えば、このペーパーの中でも人材、労働のところでも11年から12年、かなりなことをやっているんです。これが中身は何だということは、これでは、全然、分からない。

例えば、裁量労働の対象範囲を拡大ということは分からない。だから、テレビで、実は、こんなことになったんです、ということを知り易く、事例を挙げて、説明してあげたらどうでしょう。それはテレビなんて何人かしか見ていないかも分かりませんよ。しかし、政府広報で時間を持っておきながら、大臣との対談なんて幾らやっても駄目です。それよりもこういう説明の方がかえってよく聞くんです。そういうものに切り換えたらどうでしょう。

(竹中議員) 広報の話は是非。

(福田議員) 政府広報のことですので、政府広報でこれは検討してみます。これを取り上げる仕方ですね。

(塩川議員) それと同時に、13年度でこういうことをやりますと、それでこれは、例えば、1月中の閣議で決めてもらいます。これはどうしますということのスケジュールを出すということが大事だと思うんです。これは非常に並んでいるけれども、本当はどうなっているんだと。ですから、今、民主党の議員が一番熱心なんです。これをあげてから民主党の議員が随分と聞いてくるんです。ですから非常に関心は高まっていますし、やはり小泉内閣で改革を進めているというイメージはこれで民主党の方にいったと思います。自由党の方もきています。ですから、あとは宣伝の問題だと思うので、そこは一つ知恵を絞って下さい。

(宮内議長) 実は、94年ぐらいに行政改革委員会ができて、毎年こういうふう随分進んではまいったと思います。特に、小泉内閣になられて初めて追い風が吹いているというのは事実でございます。そういう意味で、確かに、広報宣伝が下手であったということも反省いたしますけれども、時系列で日本を見た限り、ずっと進んできている。急速に、今、進もうとしているということは仰るとおり事実でございますけれども、実は、日本のレベルというものを先進工業国、世界を引っ張っていつている国と比べたらどうかということ、やはり日本ではまだそういう意味では圧倒的に規制社会になっている。

それから、坂口大臣も仰いましたけれども、社会的分野のように見えますが、社会的分野という理由を付けて経済的規制をしているんです。全部これは社会的

な規制だから触れてもらったら困るということですがけれども、実は、その奥にはやはり既得権益を持っている人がいまして、それが社会的規制ですと言いながら経済的便益をエンジョイしているというのが実態でございますから、そこを振り切ってやれるかやれないか。

(塩川議員) そこに議員が裏に付いているからややこしくなるんです。

(竹中議員) 官房長官、広報について、何か他にございますか。

(福田議員) 結構です。

(竹中議員) それでは、手が挙がっている順番ですみませんが、遠藤副大臣、古屋副大臣、速水総裁の順番でお願いします。

(遠藤農林水産副大臣) 改革のペーパーの13番目に株式会社による農業経営というのがございましたので、触れさせていただきたいと思います。

(竹中議員) もしあれでしたら、今、労働、医療関係でございましたらということですので、後で是非お願いします。

(古屋経済産業副大臣) では、医療、労働関連です。実は今、医療制度協議会のPTをやっておるんですが、この議論の中でも、やはり将来医療費がかかるとか、非常にマイナスの議論ばかりが出ておる訳ですがけれども、実は、産業という観点から見ると、医療、保健、福祉で約40兆円ありまして、これは、今日、奥田会長はお見えでございますが、自動車産業とほぼ匹敵するぐらいの産業でございますので、そういった観点から、これからの成長のエンジンというような考え方をしていく必要があると思うんです。

例えば、その中で医療、福祉、保健に従事される方も約五百数十万人いまして、これは建設関係の620万人に続いて大きい産業でもありますので、例えば、サービス部門に人が行けるように、アメリカなどは10年の間に医療、福祉、保健分野で330万人雇用を増やした。日本は一方、この分野では70、80万人ぐらいしか増えていない。しかし、高齢化率とか、そういうことを見ると潜在的需要は日本の方がもっと多いんですね。ですから、この辺のところにはしっかり視点を入れて是非、今こういった具体的な項目の挙がっている規制緩和というものをしっかり捉えて行くべきだと思います。

それともう一点、ハローワークの民営化ということですがけれども、民営化は勿論ですが、やはり民間の活用というのは極めて重要だと思います。良く雇用のミスマッチと言われている中で、実際に本当は雇用はあるんだけど、そのマッチメイキングが上手くできていないというケースが非常にあるような気がいたします。やはり、民間活力を如何に活用していくか。

一つ例を申し上げますと、私はこの前ある人材派遣会社に視察をしてきましたが、この会社は割と若い方の3K職場の派遣をしているんですが、ここを見ましたら、データベースは、住所、氏名、年齢だけではなくて、茶髪にしているかとか、ピアスをしているかとか、話し方の語尾が上がるか、下がらないか、そういうところまで徹底的に調べています。そして、もっとびっくりしたことには、その人が派遣の会社に行くときにモーニングコールをしているんです。それも2

回モーニングコールをする。そして、大体、派遣の場合ですと、1か月に1回しか給料が貰えないのを、毎日そこに行って立替え払いをしている。それだけのきめ細かい作業をしていますので、これはさすがにここまでハローワークでできるのかなという気もいたしましたので、そういう民間活力、民間を、如何に緩和をして、導入させていくか、ということが重要じゃないかなという気がいたします。

(竹中議員) 速水総裁、どうぞ。

(速水議員) 労働、医療に限らないのかもしれませんが、構造改革というのは、やはり民間主導なんですね。民間主導になるためには、規制が撤廃され、緩和され、民間の自由な活動ができるとか、創意工夫が促進されていかないと、進んでいかないと思うんです。規制の緩和撤廃というのは、宮内さんなどとも10年くらい前からずっと同じことを言ってきて、私どもも主張してきたつもりだけれども、何%ぐらい規制緩和が行われたか。特に、新内閣になってから、どれぐらい進んだかというような感じを、数字で何%ぐらいは進んだというようなことが言えれば、大分、今、仰ったように権益や権限でみんななかなか動かない、離さないものを、これぐらい進んでいるんだ、ということが言えないものかなという気がいたします。

それからもう一つは、今の労働市場で、この前、諮問会議の専門調査会の試算でサービス分野で530万人ですか、この数字はまたどんどん公表して……。

(牛尾議員) 今日出しました島田さんのものに更に詳しく書いていますので、お読みいただければと思います。

(速水議員) それで、不安感を無くす必要があると思います。

もう一つは、先ほども、どなたか仰っていたけれども、規制を緩和、撤廃していくと電力料金などは下がりますね。そうすると、また物価が下がるんです。そうやって物価が下がったら、デフレだデフレだと言って騒ぐんです。日本銀行は何をしているかということになるのですが、こうやって下がっていくのは、本当に望ましい方向だと思います。

(塩川議員) これは良い下がり方ですよ。生産性向上になって物価が下がるというのは良いことです。

(速水議員) そういうことを3つで、もし感じがわかるならばお願いします。

(宮内議長) 小泉内閣になってどれだけ下がったかという数字は無いのでごさいますけれども、例えば、民間部門の中で規制を受けている産業の分野というのが、日本では42.3%、アメリカは6.6%、これは同じベースで調べたものがごさいます。それで、アメリカは17%だったのを6.6%までレーガン時代に20年前に下げていた訳です。日本は、私は10年やらせていただいておりますけれども、42.3%という数字は全然動きません。ここ最近のあれまではですね。これは民間部門な訳ですから。

(竹中議員) 規制の緩和というのは、本当に古くて新しい問題で、是非そこをどうブレイクするかという議論をしていただきたいのでありますけれども、今の例でいうと、内外価格差の是正状況を定期的に把握するとか、そういうようなことも

一つの判断の指標かもしれませんが、是非そういう具体策を議論していただきたいと思います。

(本間議員) ハローワーク民営化等に関連する問題なんですけれども、私の後輩が脱サラをして人材派遣業に参入するということをトライして分かったことは、会社を起こすために1,000万円最初に投資をしなければならない。これをどうするかというので、会社を辞める状況の中で捻出したわけなんですけれども、こういうようなことを法律的に、あるいは規制的な形でやっていることは、今の時流に合わないのではないのでしょうか。調べてみたら、これはそんなに早くからある法律ではなくて、実はつい最近こういう形になった訳です。これは掛け声とやっていることがちょっと経済産業省さんは違うのではないのでしょうかというのが私の一つの疑問です。

(竹中議員) それは、株式会社の最低資本金の話ですか。

(本間議員) そうです。そこはどういう具合に考えていくかということが一つです。

それから医療機関の問題について、民間がこういう問題に参入するということは金儲けだとすぐ言って、宮内議長とか我々の会議をぼろくそに医師会さんを通じて言われている訳なんですけれども、患者は自分の命にかかわるような問題にそれほど寛容ではない訳です。民間会社は資本を投入して、それで潰れるというようなことがあれば、そんなことには参入しない訳です。最も意識が高いのは民間の経営でそこに入って効率化をするということが重要なので、職業上の独占的な地位をどこまで認めていくかということは、モラルハザードを生み出す典型的な事例ではないのでしょうか。弁護士もそういうような状況がある訳です。そこで守られた既得権益にそういう入り口ベースにおける建前上の議論でそれがなかなか進まないというのは非常に大きな問題ではないかという気がいたしますが、如何でしょうか。

(坂口臨時議員) 現実問題としては民営化はかなりされている訳です。と言いますのは、土地、建物がある会社が持ちまして、そしてその中の経営だけがある医療機関なり、個人なりにやらせているというケースはざらにある訳です。その代わり土地、建物は企業、例えば、建築会社が持っているとか、こういうのは沢山ある訳です。これなどは、言ってみれば、ある程度民営化されている。そこでどういふふうな経営方針でやるかということも、土地、建物のオーナーですからやはり口も出す訳です。だから、それと、今、言われているのが一体どう違うのか、どこがどうなのかということは、私はさっきから考えているんですけれども、そういうケースは非常に多いということです。

(奥田議員) 私どもの会社は、病院があるんですけれども、何でうちは病院ができるんだ、この規制とは違うじゃないかと言ったら、古くからやっているからという話があって、何時ごろから規制が出たのか知らないですけれども、古くから続けてやっている会社はやれるという規制というか、そういうことになっているんです。

(牛尾議員) 麻生太郎さんの病院も株式会社ですね。

(坂口臨時議員) 私の言うのは最近の話でして、ある建築会社が立ち行かなくなったものだから持っている病院を売りたい。だから、建築会社が病院を持っているというのはおかしいなと私は思ったんですが、それは、土地、建物を持っている。それで、それをどこか買ってくれと。そして、その医療機関はそこでちゃんと今までどおりやる。その土地、建物の持ち主が変わるということなんです。それで、病院の理事か何かの中にもその人たちは、ちゃんとやはり入っている訳です。それは、ここで言う民営化と余り変わらないなというふうに先ほどから思っていて、そういうケースは多分にある訳です。

ですから、そこで現実問題として問題になっていますのは、やはりどうしても持っているところは儲けを出さないといけないから人をどれだけにしろ、あれしろ、これしろという要求がかなり強い訳ですね。それは、私は当然そうなると思います。そこで儲けてもらわなければいけないですから。だから、そのときに余りにもそれがきつくなってくると、それは医療の質の問題になってくる訳でして、この医療というのは、確かに、経済効率も追求しなきゃならないんですけども、一方で、医療効率も追求しなきゃならないわけで、そのバランスをどうするかという問題がある。その辺のところを良く、これは詰めながら、この問題は行かないといけないというのが、私のそうした実例を見ながらの思いでございます。

(宮内議長) 今1番と7番と13番に医療の株式会社、大学への株式会社、農業経営の株式会社というふうに株式会社を入れさせていただいている訳なんですけれども、要はこういう制度的なものに対する企業というものに抜き難い不信感があるんですね。私はこれは間違っているんじゃないかと思うんです。我々が利用して欲しいと言っているのは経営のノウハウなんです。例えば、医療サービスという目的があって、それを最高に追求するためには経営というノウハウがある訳です。これを使っていたきたい。学校で良い教育をするという目的に対して、それを経営するというノウハウを使っていたきたい。農業についても、良い農業をするための経営というノウハウなんですね。この経営というノウハウを、お医者さんが持っているはずがないんです。そんなものを勉強していたら医者になれない訳ですから、我々は企業というもので経営を一生やってきている訳です。ですから、医療という目的に対して、そのノウハウを使って欲しい。そして、それが一番良い医療サービスをできる。それをしないと企業としては成り立ちませんから、患者を絞って病院経営をしても直ちに潰れますから、良いサービスをするから成り立つ訳です。そのところを分かっていたかないと、この医師会と同じ主張になってしまうんです。薬は製薬会社が作っているんです。よく皆さんお飲みになるなど、薬も国営でないといけないということに同じ論理でなるんです。

(竹中議員) 色々あると思いますけれども、農業と教育がきましたので、時間の関係で議論を広げたいと思います。1点積み忘れた問題としまして、労働の関係で、やはりワークシェアリング、今日の国会等でもワークシェアリングが、本当に出てくる訳でありますけれども、ワークシェアリングを実現しようと思ったら無理

矢理に政府が市場に介入しない限りは、多様な労働を認めぬ限り、ワークシェアリングというのは絶対できない訳ですので、その点の方向性として引き続き是非御議論、御努力をお願いしたいと思っております。

それでは、すみません。各大臣をお待たせしておりますし、今、農業と教育にも行きましたので、遠藤副大臣からお願いします。

(遠藤農林水産副大臣) 10年ぶりで農政に戻ってちょっと戸惑っているんですけども、農業の分野における構造改革と規制改革については、かなり幅広く濃密に議論を重ねています。それから、日本学術会議などからの定量的評価などもいただきながら、ついこの間、1日に答申をいただきました。

それで、切り口として色々あるんですが、まずは、今年の2月に日本経済新聞社が食品関係や食堂などを経営している310社、ホテルなども含めて、聞き取りをしたアンケートがあるんです。それで聞きますと、日本の農業というのは、利益率が非常に低い。スケールメリットの追求がなかなかしにくい。それで、そのうち92.6%の企業が何も農地を取得してまで農業をやりたいとは思わないということでした。それで、株式会社カゴメさんとかケンタッキーフライドチキンさんとか、現実に農場経営をなさっている方々にも、お寄りいただいて話を聞きました。カゴメさんは契約栽培でやっている。それから、神内良一さんという金融をなさっている方は、北海道に200町歩持っています。ケンタッキーフライドチキンさんも北海道に農場を持っておりましたが、これは今、町が貸借しているような状態です。撤退ということですね。スケールメリットが追えない、利益率が低過ぎる。それに、日本は北は北海道から南は沖縄まで細長い列島です。脊梁山脈が通っています。非常に高温、多雨多湿で、分水嶺から海岸まで80キロとか100キロの川でもの凄い急な訳です。ですから、ここで大規模経営をできるのは関東平野と北海道ぐらいしか見当たらない。あとは家族経営、複合農業で少しずつやらないと、すぐ草がぼうぼうになるということがあります。ですから、そういう面では農業のスケールメリットというのはなかなか追求できない。

そこで、皆さんのお手元に武部臨時議員の提出資料というのがございますが、その一番最後のページに①、②、③で、このような形ならば法人の参入というのは認めております。つまり、農業及び農畜産物加工等の関連事業が主、構成員については農業関係者が4分の3以上、それから役員の上半は農業従事者、今の実態が実態なものですから。それから現に、10月現在で7法人を出しておりますが、やはり有限会社から株式会社というのが多いようであります。それで、10月以降民間で実際にやられた方々にお出でいただいて論議を深めて、何か良い知恵は無いらうかということで進めております。

そうしたことから、いわば農業生産法人がアグリ・ビジネスを展開するのに当たってどういうふうな資金調達をなさっているのか、その事例を調査しよう。それから、販路開拓、作ることはできても売れなければどうしようもないので、実需サイドと、例えば、契約栽培にはどんなやり方があるとか、いわゆる外食産業などとの提携、それから法人経営の育成を加速するために法人投資育成会社の

ようなものを設立することを考えております。

現在、生産調整を3割もやっている訳ですが、これ以上作るなという面積の生産調整はもう限界だと。ならばというので、私は作って良い量という、量で規制しようと言ったら、それだけでも日本国中こうなっているんです。ですから、この法人の問題は、そつとそつとパンをこねるようにやっていかないと、なかなか厳しい面があるかなと思っておりまして、一言申し上げます。

(竹中議員) それでは、ひとしきり各大臣にお話をいただく方がいいと思いますので遠山大臣、2分ぐらいで簡単にお願ひできますか。

(遠山臨時議員) 宮内議員を始めとして4種類のペーパーが出ておりまして、その中で教育関係は6つぐらいの項目をいただいておりますが、それを一々言っておりますと時間がかかりますので、宮内議員がお示しになりました最後の大きなペーパーでお話しいたします。

国立大学の早期独立法人化の話につきましては、先般6月11日で行いましたか、この会議で御説明いたしましたとおり、大学の構造改革方針というのを明確に出しまして統合再編、そして国立大学法人に向けての努力、早期実現、それから重点化というようなことを打ち出しました。いろいろとそれぞれの国立大学は大変な今、検討に入っておりますけれども、これについてはその方向でやらせていただきたいと思っております。

それで、そのプロセスにおいてどういうふう国立大学法人を持っていくかということで、この秋に中間報告が出ました。その中で、身分について、非公務員にするか、国家公務員のままで行くかななどの問題は、些かまだペンディングでございますが、今年度中にその方向を明確にして行きたいと思っております。個々の大学をどのように再編して本当に中身のある良いものにしていくかということについては、14年度中ぐらいを目途としてやりたいと思っております。何せ日本の知恵の部分でございますから、そう単純に経済の論理だけではないというようなこともございます。その両方の調整を図りながら、余り意欲を殺がない形で本当に良い大学にしていかなければいけないと思っております。このことについては、そのプロセスといいますか、構造改革の方針の中でもマネージメントについては民間的発想を入れていくということでもう既に組み込んでおります。あとはコミュニティスクールの問題でありますとか学部・学科のことについても、詳しく言う時間があれば申し上げますけれども、それぞれそういう方向を睨んで、今、中央教育審議会においてきちんと検討を始めております。それで、先ほど申したような大きな教育の持っている意味付け、あるいは水準等のことと、それからできるだけ規制緩和をして行くという角度での調整を上手く図って、できるだけこれについては前向きに考えていきたいと思っております。

(竹中議員) 扇大臣、コメントがございませうでしょうか。

(扇臨時議員) 今、宮内さんが御努力いただいた最後ですよということで3つに分かれておりますけれども、この中ではうちの場合は手を付けているものが多うご

ざいます。御認識賜りたいものもございます。それから、さっき経団連の奥田さんの方から御報告がございましたけれども、これもかなりダブっている部分がございますので、一番分かり易いもので今、皆さんが例示なさいました宮内さんの縦長の 3 段階に分かれたものを見ながら、まず真ん中のところから簡単に申し上げます。

真ん中辺りに都市再生と書いてございます。私の「制度と規制改革の経済活性化について」と書いてあります資料をご覧くださいと思います。この都市再生ということに関しましては、私の資料の 1 ページを見ていただくと分かると思います。都市再生のことに関しましては、この 1 ページと、それからあとは土地収用法でございますので土地収用法に関しましては、既に昨年 12 月に法案を提出させていただきまして、今年の 4 月 1 日からこれを施行しております。

この都市の再生ということに関しまして、私は、皆さん方には是非理解いただきたいのは、都市というものの中で一番問題になっておりますのは、2 ページを見ていただきますと「都市再生を通じた経済再生」と書いてあります。これで、少なくとも東京の都市計画が昭和 21 年にできているのが今 55% しかできていません。ですから、この 2 段目の「民間投資を誘発する効果の高い都市計画道路の整備が不可欠」と書いてあるところですが、残りが 45% あるんです。45% をしようと思ったら 23 区内で 4,000 ヘクタールがあって、家を建てれば 60 万戸、霞ヶ関ビルを建てればこれももっと大きくなるんですけども、8 兆円の整備費で 20 兆円の民間の建設投資がある訳です。

このためには、今、宮内さんのところで都市再生のところに土地収用法制度の改革と書いてございますけれども、これはその下に書いてあります新たな取組みとして、「完了期間の宣言路線の公表」、これは都市再生計画が出ているのに、なおかつ 45% が昭和 21 年から今日までやっていないという部分を路線ごとに公表していこうと。そうすると、分かってくるんじゃないか。それは、土地収用法をしていますから、それでもかなりできるんですけども、これをすれば少なくとも 8 兆円の整備費で 20 兆円の民間の活力が出てくるということの一つの表でございますので、この一番最後に宮内さんがお書きになった土地収用法制度の改革というのは既に日本の中で初めてこの法案を通したので、これは可能になるということを是非御認識賜りたいと思います。地味な法案なので分かっていないんだと思いますけれども、これも宣伝不足なのかもしれません。

それから、その一つ下に公共事業の抜本的改革と書いてございます。その中で P F I と書いてありますし、官公需制度の見直しと書いてございますけれども、これは、私の資料の 3 ページを見ていただきたいと思います。これは、P F I 法というのは、今、国会に出しまして、文部科学省の建直し、そしてこれも全部ここに書いてございます 3 ページに文部科学省と会計検査院を P F I ということで、これを 1 年前倒しにしまして、来年から、15 年を 14 年にしまして、これは 13 年度前倒しと書いてございますのを実行いたします。そして、今度法案を P F I は出していますので、その上の右の P F I の改正というのを見ていただくと分かりま

すけれども、衆参の議長、最高裁の長官、会計検査院長が管理する公共施設等、これを全部 P F I の中の改正に入れるということで、公のものも全部今度の改正をしますと P F I で実行できるということの一つでございますので、参考資料としてこの 3 ページをご覧くださいと思います。

それから、これは、奥田さんの経団連からもございましたが、その一つ下に輸送コストの低減と書いてございます。これは先ほど両方ともから出ておりましたけれども、これは 4 ページを見ていただきたいと思います。4 ページで何時からこの規制を緩和していくかという表が作っております。鉄道、乗合バス、タクシー、空港、これが平成 12 年 2 月ですとか、ずっと一番下に施行時期が書いてございますので、これをご覧くださいたら、むしろ、私の場合は、今、苦情が来ておりますのに、来年の 14 年 2 月からタクシーの規制緩和をするということで、今はタクシー余りでどうにもならないから逆に規制してくれというぐらい規制緩和を決めておりますのに逆に規制してくれという泣き言が、今、来ている現状でございます。

それから、一番大事なことは、もう一つ先の 2 ページに戻っていただきたいと思います。これは宮内さんの報告にも書いてありますし、また、奥田さんの報告にもありましたけれども、今の土地に関する税制、これは是非、私は、政府税調でも与党の税調でもお願いしたいことは、バブルのときに向かったの土地の資産としての有利性ということで、高率の税制を設定したんです。ところが、もうバブルが弾けてしまって、今は全くあの当時の税制というものは通用しない。ですから何としても流通課税の見直し、これは登録免許税とか不動産取得税等々を何としても今度は考えていただきたい。抜本的な見直しをしていただきたい。この 2 ページの下に 2 つ書いてあります。投資意欲の喚起による不動産の流動化と都市再生の思い切った促進と書いてあるところの下が税制の見直しでございます。そういう意味では、この下のバブルの対策を一層しようということで、これは是非私は大きな要因になろうと思いますので、経済効果も含め、そして意欲を先ほどもちらっとありましたので、言っていると長くなるので止めますけれども、金融の面でどうだということになると住宅ローンもどうだと言われることに比例します。これは改めて言いませんが、今、申しましたようなバブルのときの土地税制というものは何としても今回変えなければいけないと思いますので、土地の保有税の廃止等々、これは大きな経済効果を生みますし、また、今これで経済が半分死んでいるといっても過言でない現在の土地の動かない、バブルが弾けた後の土地の流動性というものは、何としても私は大きな経済効果があると思いますので、この税制に関しては、是非、皆さんの認識と御協力を賜りたいと思います。以上です。

(竹中議員) では、どうぞ幅広く今までの議論を踏まえてお願いします。

(片山議員) 今、扇大臣から税制の話がありまして、余り本日の主題とは関係ないですけれども、土地関係税制はバブルの前よりはむしろ緩和されているのですよ。バブルの前に完全に帰っています。調べて下さい。

それから、不動産取得税や特別土地保有税は、都市関係の環境整備の財源です。だから、今、東京都なんか困っているから石原知事も色々な法定外の普通税や目的税をお考えになっているので、これらはかなりな額ですから、不動産取得税は 6,000 億円ぐらいある。それを今、一遍にやめるということにはなかなかないと思います。税制の話はこれ以上しませんけれども、一応念のために事務方に調べさせて下さい。

(扇臨時議員) それよりも、私は動かすための方法というものをやはり政府がきちんと誘導していかないと動かないということです。

(片山議員) 特別土地保有税も同じです。大都市圏の要望でできた税制なのです。バブルのずっと前です。

(竹中議員) 発言は私の許可を得てからお願いいたします。

では、風間副大臣どうぞ。

(風間環境副大臣) 環境でありますけれども、真ん中に循環型社会の構築で廃棄物の定義・区分の見直しと土壤環境保全対策におけるルール策定という今まで議論をされていることが宮内さんの方から御指摘がありますが、廃棄物を、今のごみと言っても、その人その人によって常識というか、価値観が違うものだから、人によってはそれがごみである場合もあれば、私にとってはそれはごみでないということで、それがすごく難しいものですから、定義は一応、一般的には持っている人が使わなくなって不要になったものをごみ、廃棄物というんだけれども、その人の価値観とか何かを総合的に勘案してやらなければならないから、そこは非常に廃棄物の区分をする上で今、一般廃棄物と産業廃棄物に分けていますけれども、難しいという部分がありますから、そこを多くの方々はどう認識していただいてやるかということがすごく大事なかなと思っています。

それから、実際に、しかし、環境省としましては、13年度中に廃棄物の区分の見直しを、今、中央環境審議会でも4回ぐらい議論をさせていただいて、来年の3月末までには取りまとめをして、どういうふうに持っていったらいいのか。一体的にやって行った方がいいのかどうか。物によっては一般廃棄物のものも産業廃棄物として処理されていく方が再生産というか、再利用していく上で貴重なものもありますので、そここのところの議論を今やっております。

それから土壤汚染です。これは、大変大きな問題で、工場跡地に染み込んでいく土の下の色々な化学物質がかなり色々なことで今、顕在化してきていますから、これは恐らく今後の地区環境を考えていく上で大変大事な問題になります。それで汚染地、土地を持っている人がはっきりしている場合は良いですし、汚染者もはっきりしていれば良いんだけど、この原因者が分からない場合はどうするかということが一番大きな問題になってまいりますので、そここのところをどうきちんとしていくか。いわば負の遺産をどういう形にするかということが非常に大事でありますから、そういう場合に国が金を出すのか、あるいは事業者の方々にファンドを作ってもらってやるのかとか、そういうことまで考えた上での低利融資とか税制上の措置をしていかなければならないのかなと思いますので、これも、

これから急いで、来年の国会で、環境省としまして、土壤汚染防止法というか、基本法の今、法制化を考えております。以上です。

(竹中議員) どうぞ、残った時間で幅広く議論を深めていただきたいと思います。

(奥田議員) 今、ワークシェアリングと言われたのはどういうことですか。

(竹中議員) 先ほど申し上げたのは、基本的には有期雇用とか派遣従業員の拡大とかによって3時間働きたい人は3時間、パートで働きたい人はパートという形で多様な労働需要、働く要求を満たすことができる。そうすると、全部の人が何らかの情報を持っているという形になって、結果的にそれがワークをシェアしているということです。

(奥田議員) それで良いんですけども、それを特別に討論するんですか。

(竹中議員) 違います。さっきちょっと時間があれだったので、そういう問題意識を引き続いていただきたいと思いますということでお願いしたわけです。

(奥田議員) ワークシェアリングは、今日も午前中に政労使の会談があって、その席で申し上げましたが、来年の春闘の時期には当然ワークシェアリングのことも含めて検討するとしている。今まで、労働側はこのワークシェアリングについては賛成しなかったわけですけども、最近は連合を含めて賛成の方に向いてきているということでございまして、多分ワークシェアリングはちゃんと通るんじゃないか。もちろんそのときには8時間働いていた人が7時間になれば賃金は1時間分は減ると、そういう形でのワークシェアリングをやる。既に私どもの関係会社の日野自動車は、昨年、一昨年不況になったときにやはりやった訳です。それで、現実にワークシェアリングというのは動いたということがありますので、多分、これからはワークシェアリングに向かって動いていくんじゃないかと考えております。

(竹中議員) 本間議員、吉川議員、古屋副大臣、手短にお願いします。

(本間議員) 厚生労働大臣に株式会社化の問題をコメントしていただいて、我が身の国立大学の問題にコメントしないというのはアンフェアだという気がいたしますので触れさせていただきたいと思います。

今、遠山大臣を先頭にこの問題は着々と議論をされているということは私も十分認識しておるんですが、その一つのポイントに公務員か、非公務員かという問題がございまして。それで、やはり教官が、これから理か文にかかわらず社会に対してどのようにコミットするかというのは非常に重要な問題で、これは教特法の世界の中だけで処理できる問題ではないんだらうと思います。その意味では非国家公務員型が必要になってくるのだらうと思いますが、その際、事務職員との関係が極めて難しいということを私自身も認識しておりまして、ここを分けるということを私はやはり考えても良いのではないかという気がいたします。それは、職種が全く違う訳であります。

それからもう一つ、現場から申し上げますと事務局長はキャリア、そして総務部長や課長ぐらいまでは文部省派遣の職員がいて、その下に現地の採用のローカルスタッフがいる。この身分制度がある限り、独法化をしても利益相反が文部省

と各大学の中に起こるわけでありまして、ここを抜きにして個性ある競争力溢れた大学を確立するということはできないのではないのでしょうか。これは牛尾議員も良くおっしゃっておられるんですけども、この職員の部分のところを別法人にして、違う形にして、そこから派遣業としてやってもらったらどうだというような御意見まである訳です。ここはきちんと仕分けをしてまいりませんと、大学の活性化というものは現実には非常に難しいんだろーと思ひます。政策自身も、総長、学長をコントロールするなどというのは、事務官からすれば赤子の手をひねるようなものであるということ、私は副学長をやっておりまして知っております。そういう意味で、ここは抜本的に少しきちんと制度設計をしていただきたいというのがお願いであります。

(吉川議員) 私は、武部大臣が提出された農水省の資料について一言だけコメントをさせていただきます。日本の農業で規模の経済が働かないというのは、実は私はちょっとびっくりしたんですが、そのことの実事の確認ですね。私が尊敬している農業経済学者の方々は、かなりの方がやはり規模の経済があると。大規模化というのは日本農業の一つの鍵だというのが、日本の農政の基本と言われてきたんじゃないか、と私自身は思っていたので、その事実ですね。

それともう一つは、仮にそうだったとした場合、この 2 ページ目にあるように法人化したときの法人の構成員は、ほとんど今の農家の方がなるべきだという主張だと思うんですが、それであれば何故株式会社化するのか、ちょっと良く分からないと言いますか、そもそも株式会社化というようなことを議論するときの、その何故ということに答えていないんじゃないか、というのが私の率直な感想です。

(塩川議員) 私は 1 分で良いんですが、今日の会議の結論は何ですか。一回それをきちんとしておいてもらわないと、これは何のためにやったのか。

(竹中議員) そうですね。それでは、後でちょっと申し上げたいと思ひます。それでは、副大臣どうぞ。

(古屋経済産業副大臣) すみません。せつかくの機会ですので発言させてください。

平沼大臣からも前回指摘があったと思うんですけども、やはり将来の不安を解消して高齢者の資産を消費に回す。これが大切だと思ひます。そのためには、今、お話のあった税制だとか、あるいは介護サービスなどを単に多様化させていくことだけではなくて、もっともっと例えば P F I を活用して介護施設や保育所などを作っていくことによって、介護市場の拡大だけではなくて、もっと違う波及的な効果というのを狙っていく必要があると思ひます。

それともう一つ、今日は経済界の方がお見えでございますので、是非、私はお願ひを申し上げたいんですが、今どンドン若い人たちがいなくなっている。20 歳の人口が最後は 100 万とか 120 万になる。しかし、今、商品というのを見ますと、企画もあるいは広報も企業戦略もすべて若者向きでありまして、高齢者に対する総合的な販売戦略というものが企業側にも無いと思ひます。高齢者というのは、7,000 万円近い資産を持っているということ、前回も平沼大臣の方から披露させ

ていただきましたので、是非そういう対策ということで、総合的に企業が挙げて高齢者の方が買い易くなるような商品の開発、そして広報活動あるいはメディア戦略、こういうものを是非お願いを申し上げたいと思います。

(坂口臨時議員) 色々なことを申し上げましたけれども、決して硬直的な考え方を持っている訳ではございません。私も柔軟に対応したいと思っています。それで、宮内議員さんから企業というものを悪に思っているんじゃないかというような御発言がございましたが、決してそんなこともございません。ここに御出席の皆さん方のような立派な企業のあることもよく存じております。

ただ、ここはかなり幅広くて色々なことがあることも事実でございます、私の介護保険等の介護の株式会社で参入をしていただいているところが、14、15あるわけでございますが、その中で半分、7つぐらいお辞めをいただいたというような現実もあるわけでございます。これは余りにも度が過ぎていたということで、そんなこともあるものがございますから、そこは一つ私たちも良く考えて整理をしなければいけない、と思っている次第でございます。

(遠山臨時議員) 本間議員からの御指摘ですが、今、国立大学を如何に活性化して国際競争力を持つかということでやっております。ですから、身分も事務職員のことも含めてその視点でやっておりますので、お話のことよりもう少し進んだ方向で解決できればと今、検討しております。

(竹中議員) それでは、時間はあつという間に過ぎておりますのでまとめをさせていただきます。

前半の特殊法人改革につきましては、石原大臣から提起のありました中小向け3法人につきましては改革の理念と中小対策の現実をマッチングさせる意味で2段階アプローチを取るべきではないかという意見が多かったと思います。しかし、その場合も原則論とその時期を明確にするということで方向を考えていただく。これは石原大臣に是非お願いすることになるのだと思います。

もう一つ重要なのは、政策金融、系統金融のそもそも論を一回ここで出していただく必要があるだろう。これは各関係の大臣にお願いするというものであります。さらには、かつての国鉄民営化の際の監理委員会方式をどこかで採用して詳細を詰める必要があるのではないかという御指摘も視野に入れるということでもありました。

後半の規制改革は、非常に古くて新しい問題で一種の押し問答のようなものになんてなってしまう訳でありますけれども、敢えて総括をさせていただきますと、宮内議長が進めて下さっている規制改革、これは宮内議長が仰ったように非常に地味なものでもやはり幅広く継続的に進めなければいけない。その意味では、実は、宮内議長がまとめて下さいましたこの紙の真ん中の項目ですね。これがやはり基本的な方向なんだと思います。この方向が違うという議論は全くなかったと認識しております。あとは、その方向を実現するに当たって、どのぐらいの時期を考えるか、ないしはどのような条件を付けるかという問題でありますけれども、今日総理の前でこれだけの時間を割いてお話しした以上、担当大臣は大変

だと思いますが、今後12月までには是非これは継続的に私の方でいろいろ議論をさせていただきますので、今までより1歩じゃなくて、2歩ぐらい進めた案にまとめる御努力を本当にいただきたいと思えます。

その場合、繰り返しますが、この紙の真ん中の項目の方向については、反対論はなかったと。時期と条件について2歩努力していただきたい。

とりわけ意見が多かったと私が印象に残っているものを取りまとめますと、雇用、労働に関しては、やはり雇用の多様化を認めるような措置、派遣従業員の問題、有期雇用、これは政労審の問題はありますけれども、これをかなり強力に進める必要がある。結果的にワークシェアリングと結び付くような方向を目指す。そういう結論を得る必要があるということだったと思えます。

それと、各分野にわたってでありますけれども、宮内議長が仰った企業経営のノウハウというのをもっと前向きに評価してやっていかないと経済の活性化ができないのではないだろうか。これも当事者はしんどいことだとは思いますが、ここは非常に今日の大きな重点であったと思えます。

それと、教育に関しては、これは特別になってしまいますけれども、非公務員の問題というのは方向としては大変重要ではないだろうかという指摘がありました。

そういうことで、私としましては今日の議論の方向を是非重視していただきまして、このシリーズが今月末に3回で終わりますけれども、その後、2週間ぐらいで今まで工程表で議論をしてきたことを更にパワーアップ、フォローアップするような取りまとめに是非持っていきたいと考えております。最後の取りまとめは強引でありますので、特段の反対がありましたら御指摘をいただきたいと思えます。よろしゅうございますでしょうか。

(塩川議員) この「視野に」ということは良い言葉なんだけれども、どういうことなんでしょうか。視野に入れて決定するということなんですか。それとも、それを入れてもう一度議論を練り直して決めるということですか、どんなことですか。

例えば、私が申し上げましたような改革の問題ですが、やはりスケジュールみたいなものを出して絞るとかということをやってもらわないと、これは、わっとばらまいただけでは收拾が付かないだろうということをおっしゃるんですけども。

(竹中議員) 今日は集中審議ですので、正式の諮問会議で決めるということですか。

(塩川議員) そうということですか。次の委員会で決めますか。

(竹中議員) 次ではないですけれども、3回連続でやりますから、それが終わって1、2週間の猶予期間をいただいて、そこで決めるというふうに考えておりますが、如何でしょうか。

(扇臨時議員) ちょっと質問をさせていただいていいですか。私は後半しか入っていませんから、前半の特殊法人のことは何があったのか分かりませんから、今の竹中大臣の報告に対して物が言えません。分かりません。けれども、今のお話を聞いていると、前半の特殊法人のものと今の規制緩和のものと含めてあと2、3

回で12月中ということですが、私は特殊法人というのは総理の御希望で今月中と思っています。ですから、その段階が前半と後半と違うのかどうかだけ教えてください。

(竹中議員) 特殊法人については、今日、石原大臣から中小企業関連の3政策金融機関について提起がありまして、それについて議論をいたしました。それ以外のことについて、個別の踏み込んだ議論はしておりません。したがって、すべての問題については、今までの既定どおりだとお考えいただいて宜しいと思います。

(遠山臨時議員) 質問ですが、株式会社参入というのは経営のノウハウを活用していくということですね。それが一つと、それから12月までにとということですが、着々と進んでいるものについてはスケジュールを明確にするということに宜しいですね。

(竹中議員) その場合にさらなる加速、パワーアップに一段、二段の御努力をいただきたいということになります。

(小泉議長) 規制改革は大事なんだけど、11月中に道路関係4公団と住宅金融公庫と都市整備公団と石油公団、あとは12月ということになっていますね。それと、今、出ているのはみんな検討、検討で、これまで全部反対が付いているところです。そこで、どうせ規制改革をやるんだったら、一番反対の強いところ、医療機関経営の株式会社参入、国立大学の株式会社参入、それから農業の株式会社、この3つの模範的な良いものを作って下さい。そして、やるという結論を何回かの議論でまとめたらどうか。これは、一番抵抗しているんだけど、誰も言わない。医療系株式会社は、一番、医師会は嫌なんです。これは、普通の人は言えない。こんなところで言ったら、直ぐ漏れちゃって、次の選挙で落とされちゃう。私だから、これを言っておかないと、他は言えなくなってしまうから。大体、製薬会社は株式会社だから、会社が悪いものを作るという観念ではなっていない。トヨタだってやっているんだから、これは検討だけではなくて、本当に医療機関、大学、農業、ここに株式会社をどういいものを参入させるかという方法論を考えた方が良いでしょう。もう「検討」とか、「視野に入れる」段階じゃない。一番嫌がる、一番抵抗の強いところからやりましょう。その議論で、良いものをお願いします。本当に、これは漏らさないでもらいたいですね。結論が出たときにやってもらわないと。

(竹中議員) 今日は、非公開の会議でありますので、先ほど申し上げましたように自分の発言も含めて御注意をお願いいたします。確認いたしますけれども、議事録公表の4年後までは非公表とします。議事の要旨は作成いたしません。私の方から記者会見をさせていただきます。

再来週は、別のテーマにつきまして集中審議をやりますので、何とかそれを政策の形にできるような議論に結び付けていただきたいと思います。

時間を過ぎております。今日はどうもありがとうございました。

(以上)